

公立病院経営強化プランの点検・評価について

1 公立病院経営強化プランについて

- ・令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知（別添「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要参照）により、公立病院は、令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこととされました。

2 県立3病院の経営強化プランについて

- ・県立3病院については、令和6年3月に経営強化プラン（対象期間：令和6～9年度）を策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組んでいます。
- ・中期計画を策定している場合は、ガイドラインに示されている項目のうち不足部分を追加または別途作成することで足りるとされていますが、本県では中期計画と別に経営強化プランを策定しており、ガイドラインに示されている項目を原則すべて記載しています。

3 点検・評価・公表について

- ・ガイドラインでは、「プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。評価の過程においては、例えば有識者や地域住民等の参加を得て設置した委員会等に諮問するなどにより、評価の客観性を確保する必要がある。」とされています。

4 本県における点検・評価方法について

- ・本県では、岐阜県地方独立行政法人評価委員会において、法人が報告する「実績評価・点検表」に関する点検・評価をお願いするものです。
- ・具体的には、「実績評価・点検表」について、項目ごとに確認いただき、意見等を記載していただきます。
- ・なお、県立3病院の経営強化プランは中期計画と重複する部分が多いため、その実績評価・点検については、中期計画の実績報告に記載のない部分のみ実施することとしています。
- ・評価委員会でいただいた意見を基に、県で点検・評価結果を確定し、県ホームページに公表します。

<点検・評価の流れ>

